

委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況
(平成 16 年 1 月 8 日現在)

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
・厚生労働省発食安第 0701015 号	清涼飲料水 48 種の化学物質及び 93 種の農薬
・厚生労働省発食安第 0701021 号	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
・厚生労働省発食安第 0801001 号	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
・15 消安第 981 号 ・厚生労働省発食安第 0805007 号	} 飼料添加物 リボフラビン
・15 消安第 987 号 ・厚生労働省発食安第 0805006 号	} 動物用医薬品 エトキサゾール
・15 消安第 1321 号 ・厚生労働省発食安第 0825002 号	} 飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
・厚生労働省発食安第 1006001 号	微生物 セレウス菌
・厚生労働省発食安第 1008003 号	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
・厚生労働省発食安第 1020001 号	添加物 ナタマイシン
・厚生労働省発食安第 1020002 号	添加物 ナイシン
・厚生労働省発食安第 1020003 号	添加物 亜酸化窒素
・厚生労働省発食安第 1020004 号	添加物 亜塩素酸ナトリウム
・厚生労働省発食安第 1028004 号	特定保健用食品 自然のちから サンバケバ、プリトロール、ラクチールガムストロングミント、ラクチールガムマイルドミント、ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、チヤス低糖ヨーグルト、ヒアロモイスチャー S、ガイオ タガース、稲から生まれた青汁、ピュアセレクトサラリア、LC1 ヨーグルト、健康道場 おいしい青汁、リセッタ 健康ソフト
・厚生労働省発食安第 1029001 号	農薬 エチプロール
・厚生労働省発食安第 1030002 号	遺伝子組換え食品等 MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ) と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種、LLCotton25(除草剤耐性ワタ)、SP990(リパーゼ)、SP572(ベクチナーゼ)、BRG-1(α -アミラーゼ)、SPEZYME FRED™(α -アミラーゼ)、PLA2(ホスホリパーゼ A2)
・15 消安第 3306 号 ・厚生労働省発食安第 1111003 号	} 動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン
・15 消安第 3367 号	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
・15 消安第 3368 号	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7 - 1 系統
・厚生労働省発食安第 1117001 号	農薬 オキサジアルギル
・厚生労働省発食安第 1117002 号	農薬 ボスカリド
・厚生労働省発食安第 1117003 号	農薬 ピラクロストロビン
・厚生労働省発食安第 1121001 号	添加物 アセトアルデヒド
・厚生労働省発食安第 1121002 号	添加物 イソブタノール
・厚生労働省発食安第 1121003 号	添加物 2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン
・厚生労働省発食安第 1121004 号	添加物 2,3,5,6-テトラメチルピラジン
・厚生労働省発食安第 1121005 号	添加物 プロパノール
・厚生労働省発食安第 1202004 号	添加物 グルコン酸亜鉛
・厚生労働省発食安第 1202005 号	添加物 グルコン酸銅
・15 消安第 3948 号	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
・15 消安第 3979 号	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの（続き）

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
・厚生労働省発食安第 1215002 号	添加物 イソプロパノール
・15 消安第 4404 号 ・厚生労働省発食安第 1218001 号 ・厚生労働省発食安第 1218002 号	動物用医薬品 ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン、ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
・厚生労働省発食安第 1225001 号	
・厚生労働省発食安第 1225008 号	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装
・厚生労働省発食安第 1225009 号	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル
	農薬 メタアルデヒド

注：印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件

専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果（案）
15.12.4 ～ 16.1.6	B S E 発生国からの牛受精卵の輸入
15.12.4 ～ 16.1.6	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
15.12.4 ～ 16.1.6	遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
15.12.11 ～ 16.1.7	農薬 ピリダリル
15.12.11 ～ 16.1.7	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）
15.12.25 ～ 16.1.21	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ

注：印の案件についての意見募集は終了した。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
府食第 27 号(7/24)	かび毒 パツリン
府食第 28 号(7/24)	添加物 メチルヘスペリジン
府食第 29 号(7/24)	添加物 コウジ酸
府食第 30 号(7/24)	動物用医薬品 サラフロキサシ、ジドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダフロキサシ
府食第 34 号(7/31)	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム
府食第 35 号(7/31)	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
府食第 68 号(8/28)	動物用医薬品 カルバドックス
府食第 69 号(8/28)	添加物 アセスルファムカリウム
府食第 83 号(9/4)	サウロバス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
府食第 99 号(9/11)	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナヨネーズタイプ
府食第 101 号(9/11)	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
府食第 119 号(9/18)	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサバックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジム、フルミオキサジ、マレイン酸ヒドラジド
府食第 129 号(9/25)	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド
府食第 130 号(9/25)	添加物 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム
府食第 131 号(9/25)	添加物 タール色素
府食第 269 号(11/14)	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
府食第 322 号(11/21)	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
府食第 439 号(12/25)	農薬 ノバルロン



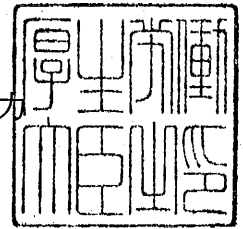
厚生労働省発食安第 1225001 号

平成 15 年 12 月 25 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

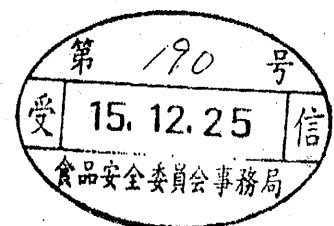


食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第3項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート
(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装について



照会文書

平成15年12月24日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

基準審査課長 殿

帝人化成株式会社

代表取締役社長

藤井 高信

下記について照会をいたします。

記

帝人グループでは、この程、分別収集された使用済みのポリエチレンテレフタレート（PET）製ボトルを化学的に分解して PET の原料モノマー（単量体）としたのち精製し、石油から作られたものと同等の品質の、清涼飲料、しょう油、酒類等の容器包装用の PET 樹脂に再生する技術を確認いたしました。

開発に当たっては、再商品化された PET ボトルが清涼飲料水等に用いられた場合の安全性について、欧米諸国で行われてきた評価を参考に、現在流通している石油由来の PET ボトルと比較して安全性に差がないことを示す試験成績資料を収集して参りました。

つきましては、この程、安全性を評価するために必要と思われる資料をとりまとめましたことから、帝人グループが開発いたしました化学分解法により再生した PET 樹脂を主成分として使用した清涼飲料水等の容器包装について、食品衛生法上の取り扱いに関する意見を伺いたいと存じますので、よろしくお取りはからい願います。

以上

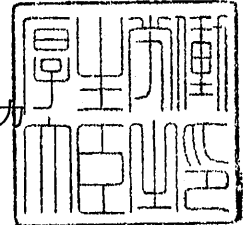
厚生労働省発食安第 1225008 号

平成 15 年 12 月 25 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



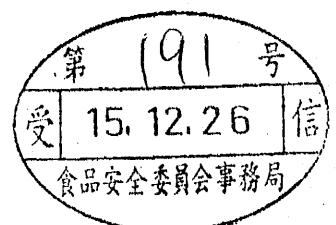
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ベンチアバリカルブイソプロピル

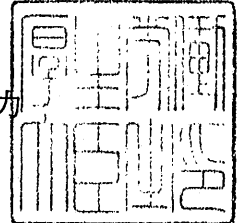


厚生労働省発食安第 1225009 号
平成 15 年 12 月 25 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

メタアルデヒド

